

静止気象衛星ひまわりの運用等事業  
業績等の監視及び改善要求措置要領

国土交通省 気象庁

国立研究開発法人 情報通信研究機構

## 1 基本的な考え方

### (1) 業績等の監視の基本的な考え方

事業者は、本事業において国等から地上施設の整備、維持管理及び運用等の実施を委ねられた事業主体として法令を遵守し、本事業の安定的かつ継続的な遂行が求められる。

このため、国等は、本事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置として、本事業の実施に関する各業務等の業績及び実施状況（以下「業績等」という。）について監視を行い、各業務等の業績等が事業契約書に定める要求水準（以下「要求水準」という。）を達成していること又は達成しないおそれのないことの確認を行うものとする。

### (2) 改善要求措置等の基本的な考え方

国等は、事業者による業績等を監視した結果、事業者の責めに帰する事由により業績等が要求水準を達成していない、又は要求水準を達成しないおそれがあると判断した場合に、これを業務不履行として、事業者に対し改善勧告、支払の減額等の改善要求措置や契約解除等の措置（以下、改善勧告以降を総称して「改善要求措置等」という。）を行う。改善要求措置等は、その業務不履行によって生じる各機能の麻痺又は各機能に与える支障の大きさ、ならびに同一の業務不履行が繰り返される等の重要度に応じて行うものとする。

業務不履行に対する支払の減額は、「静止気象衛星ひまわりの運用等事業 サービス対価の算定及び支払方法」（資料－４）に示す内訳に従い減額する。

### (3) 業績等の監視及び改善要求措置等の構成

業績等の監視及び改善要求措置等は、以下のように構成される。

- ・ 国による業績監視等
  - 財務状況に関する業績等の監視及び改善要求措置等
  - 地上施設の整備等に関する業績等の監視及び改善要求措置等
  - 地上施設の維持管理等に関する業績等の監視及び改善要求措置等
  - 本事業衛星の運用に関する業績等の監視及び改善要求措置等
  - 事業終了時における業績等の監視及び改善要求措置等
  - 業務不履行発生後の対処方法
  - 業務不履行に伴う罰則点の付与及び減額措置
- ・ N I C Tによる業績等の監視及び改善要求措置等

## 2 財務状況に関する業績等の監視及び改善要求措置等

### (1) 業績等の監視方法

国は、事業者の事業体制及び公認会計士等による監査を経た事業収支等の財務状況に関して、事業者が安定的かつ継続的に本件事業を遂行できる状況にあるかどうかを確認する。

#### ① 監視項目及び判断基準

監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

#### ② 確認方法

確認方法は書類によるものを基本とするが、必要に応じて事業者等に聞き取り調査を行う場合がある。

#### ア 書類による確認

事業者は、以下の提出書類を、それぞれの提出時期までに国に提出して確認を受ける。

なお、国は、事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある場合など、必要に応じて、事業者に対して追加の財務状況等に係る書類の提出、報告を求めることができる。

|   | 提出書類               | 提出時期                                  |
|---|--------------------|---------------------------------------|
| ① | 事業者の定款             | 事業契約等の締結後 7 日以内、<br>定款の変更後 7 日以内      |
| ② | 事業者の株主名簿           | 事業契約等の締結後 7 日以内、<br>株主名簿の変更後 7 日以内    |
| ③ | 実施体制図              | 事業契約等の締結後 7 日以内、<br>実施体制の変更後 7 日以内    |
| ④ | 事業者が締結する契約又は覚書等の一覧 | 事業契約等の締結後 7 日以内、<br>一覧に変更が生じてから 7 日以内 |
| ⑤ | 事業者が締結する契約又は覚書等素案  | 契約又は覚書等の締結又は変更前<br>14 日以前             |
| ⑥ | 事業者が締結した契約又は覚書等の写し | 契約又は覚書等の締結又は変更後<br>7 日以内              |
| ⑦ | 株主総会の資料及び議事録又は議事要旨 | 株主総会の会日から 7 日以内                       |
| ⑧ | 取締役会の資料及び議事録又は議事要旨 | 取締役会の会日から 7 日以内                       |

|   |                                                                                                             |                                |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
|   | 旨（取締役会を設置している場合のみ）                                                                                          |                                |
| ⑨ | 各事業年度における会社法第 435 条第 2 項に定められる計算書類及びその附属明細書類並びにこれらの根拠資料及びこれらの計算書類と事業者の事業収支計画の対応関係の説明資料、監査報告書の写し、キャッシュフロー計画書 | 定時株主総会の会日から 7 日以内              |
| ⑩ | 各事業年度の上半期に係る上記⑨に準じた資料                                                                                       | 業務履行期間終了後 2 ヶ月以内               |
| ⑪ | P F I－L C C の費用の項目及びその算出根拠資料                                                                                | 事業契約等の締結後 7 日以内、変更が生じてから 7 日以内 |
| ⑫ | その他発注者が必要と認める書類                                                                                             | 随時                             |

#### イ 聞き取り等による確認

国は、書類による確認を行った結果、必要と認める場合には、専門家等による聞き取り調査を実施することができるものとする。

### （２）改善要求措置等

#### ① 改善勧告等

##### ア 改善勧告

業績等の監視により、事業者の実施体制又は事業収支等の財務状況に要求水準の内容と齟齬をきたす事実を確認した場合には、国は事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

#### イ 改善・復旧計画の作成及び確認

事業者は、国からの改善勧告に基づき、直ちに事業体制及び事業収支等の財務状況を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、事業体制又は事業収支等の財務状況の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、国は、事業体制又は事業収支等の財務状況が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は、改善・復旧計画書の変更、再提出を直ちにを行うよう求めることができる。

#### ウ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

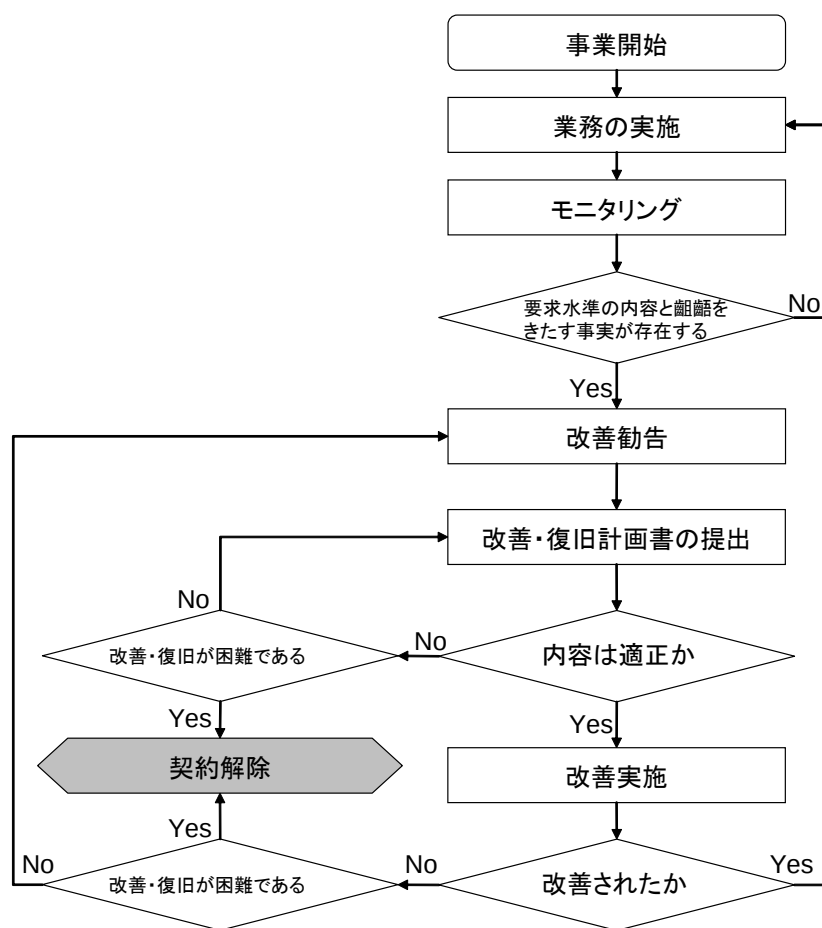
事業者は、改善・復旧計画書に基づき、定められた期限までに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記アの改善勧告の手続きに戻る。

## ② 契約解除

国は、前記①の手続きを繰り返しても事業体制又は事業収支等の財務状況の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合は、本契約の解除を行うことができる。

### 【財務状況に関する業績等の監視及び改善要求措置等の手続きフロー】



### 3 地上施設の整備等に関する業績等の監視及び改善要求措置等

#### (1) 業績等の監視方法

国は、地上施設の整備等に関する業務について、業務の業績等が要求水準を達成しているかどうかを確認する。

##### ① 監視項目及び判断基準

監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

##### ② 確認方法

書類による確認と実地における確認を行う。

#### ア 書類による確認

確認する書類及び確認時期は以下のとおりとする。ただし、地上施設の整備にあたり、事業者が既存施設の賃貸借を行う場合等、下記の書類の提出が不要と認められる場合はこの限りではない。

なお、国は必要に応じて、事業者に対して地上施設に係る追加の書類の提出を求めることができる。

|   | 提出書類                                  | 提出時期           |
|---|---------------------------------------|----------------|
| ① | 地上施設の設計図書                             | 設計途中、設計終了時     |
| ② | 地上施設のシステム設計図書                         | 設計途中、設計終了時     |
| ③ | 地上施設の実施工程表                            | 設計途中、設計終了時、施工前 |
| ④ | 地上施設の実施工程表に基づき適切に施工したことを示す進捗状況報告書等の書類 | 施工途中、施工後       |
| ⑤ | 実施工程表等に従い実施する試験・検査結果の報告書等の書類          | 各試験・検査終了時      |

#### イ 実地における確認

国は、必要と認めるときは、各業務の実施状況を実地において確認することができる。

#### (2) 改善要求措置等

##### ① 改善勧告等

#### ア 改善勧告

業績等の監視により、業務不履行が確認された場合には、国は事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

#### イ 改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、国からの改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを国に報告する。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、国は、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は、改善・復旧計画書の変更、再提出を直ちに行うよう求めることができる。

#### ウ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

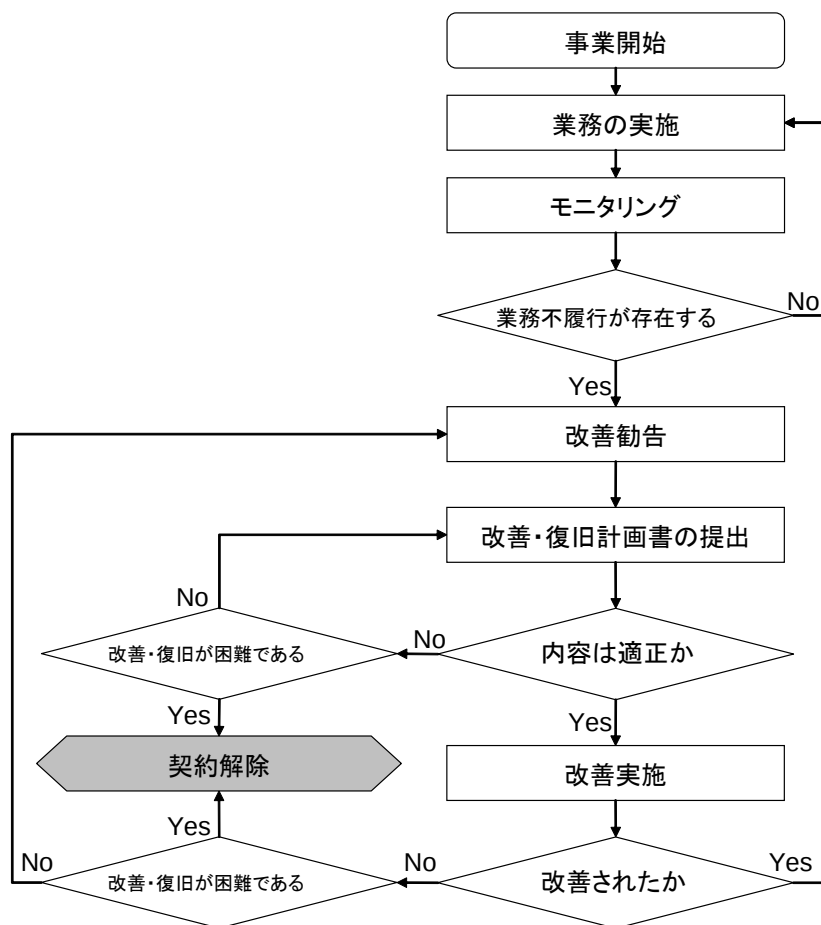
事業者は、改善・復旧計画書に基づき、定められた期限までに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記アの改善勧告の手続きに戻る。

### ② 契約解除

国は、前記①の手続きを繰り返しても業務不履行の状態の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合は、本契約の解除を行うことができる。

【地上施設の整備等に関する業績等の監視及び改善要求措置等の手続きフロー】



## 4 地上施設の維持管理等に関する業績等の監視及び改善要求措置等

### (1) 業績等の監視方法

国は、地上施設の維持管理等業務について、業務の業績等が要求水準を達成しているかどうかを確認する。

#### ① 監視項目及び判断基準

監視項目及び判断基準は、原則として要求水準によるが、業務不履行により発生する状態が本事業衛星の運用等において基本的な機能を損なう状態である「重大な事象」と、それ以外に各機能に支障を与えるような状態である「重大な事象以外の事象」の二つの事象に分類する。

##### ア 重大な事象

地上施設の維持管理等業務に関する重大な事象については、以下に示すものである。なお、発生した事象が重大な事象であるか否かについては、予め定めた基準により国が判断する。

- ・維持管理等業務において、事業者の責により気象センサデータ又は通報局資料が国へ伝送されない事象
- ・維持管理等業務において、事業者の責により本事業衛星の基本的な機能が損なわれた状態となる事象

##### イ 重大な事象以外の事象

重大な事象以外の事象については、地上施設の維持管理等業務が要求水準を達成していないことにより、各機能に支障を与えているか否かにより判断する。

#### ② 確認方法

書類による確認と実地における確認を行うものとする。

##### ア 書類による確認

確認する書類及び確認時期は以下のとおりとする。

また、国は、必要に応じて、事業者に対して地上施設の維持管理等業務に係る追加の書類の提出を求めることができる。

|   | 提出書類       | 提出時期  |
|---|------------|-------|
| ① | 維持管理等業務計画書 | 運用開始前 |

|   |           |                |
|---|-----------|----------------|
| ② | 年間保守計画書   | 各事業年度開始前       |
| ③ | 月間保守計画書   | 対象月開始前         |
| ④ | 週間保守計画書   | 対象週開始前         |
| ⑤ | 年間保守結果報告書 | 対象年度終了後 1 ヶ月以内 |
| ⑥ | 月間保守結果報告書 | 対象月終了後 7 日以内   |
| ⑦ | 週間保守結果報告書 | 対象週終了後 1 日以内   |

#### イ 現地における確認

国は、必要と認めるときは、地上施設の維持管理等業務の実施状況を実地において確認する。

### (2) 改善要求措置等

#### ① 改善勧告等

##### ア 改善勧告

業績等の監視により業務不履行が確認された場合、国は、事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

#### イ 改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを国に報告する。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、国は、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないとは判断した場合は、改善・復旧計画書の変更、再提出を直ちに行うよう求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合は、②の再改善勧告等の手続きに移行する。

#### ウ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、定められた期限までに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、②の再改善勧告等の手続きに移行する。

#### ② 再改善勧告等

#### ア 再改善勧告

国は、前記①の改善勧告等の手続きによっても改善・復旧が確認できない場合は、期限を定めて事業者に対して再改善勧告を行う。

#### イ 改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、再改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。当該改善・復旧計画書においては、業務不履行未改善の原因を明記しなければならない。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、国は、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は、改善・復旧計画書の変更、再提出を直ちに行うよう求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合、又は提出された改善・復旧計画書の内容がその変更を求めても改善・復旧することが明らかに不可能であると認められる場合には、事業者との協議によって、業務不履行となった業務を受託又は請け負っている構成員若しくは協力会社を、他の構成員若しくは協力会社に変更することを求めることができる。

#### ウ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、定められた期限までに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記アの再改善勧告の手続きに移行する。

#### ③ 減額措置

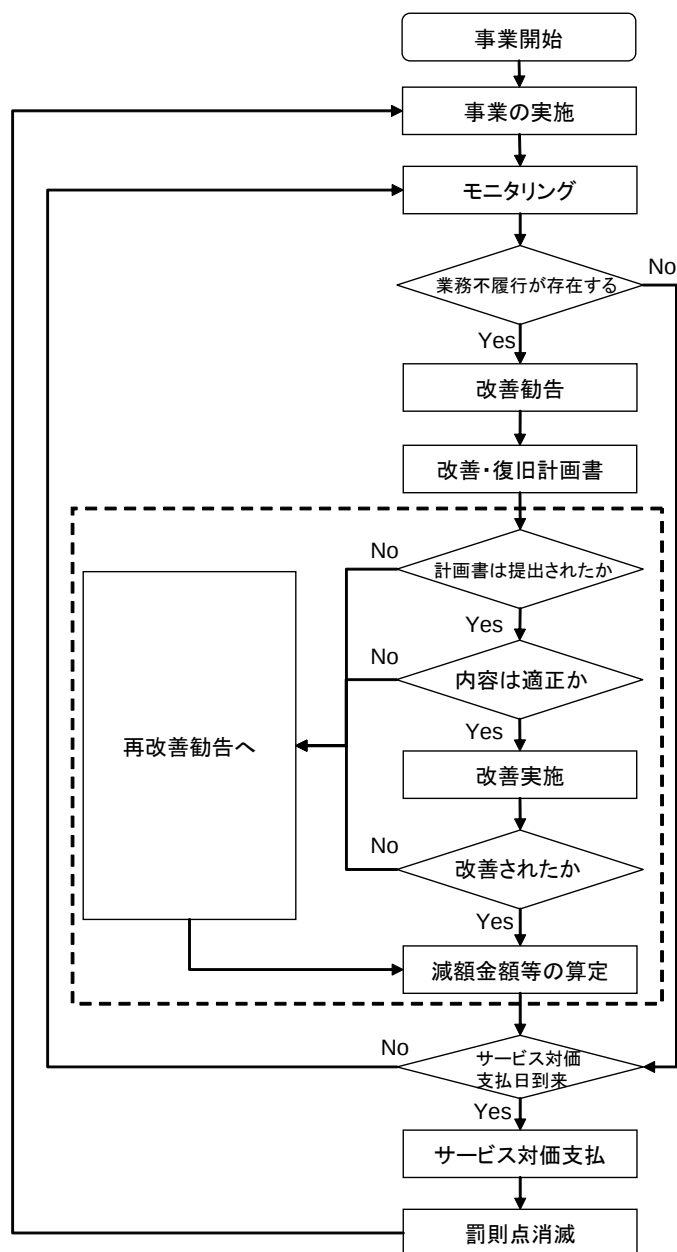
国は、事業者の業務不履行があった場合には、上記の改善勧告等の手続きと併行して、罰則点の付与及びサービス対価の減額の措置をとる。詳細については、8を参照のこと。

#### ④ 契約解除

国は、前記①から③の手続きを繰り返しても業務不履行の状態の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合には、本契約の解除を行うことができる。

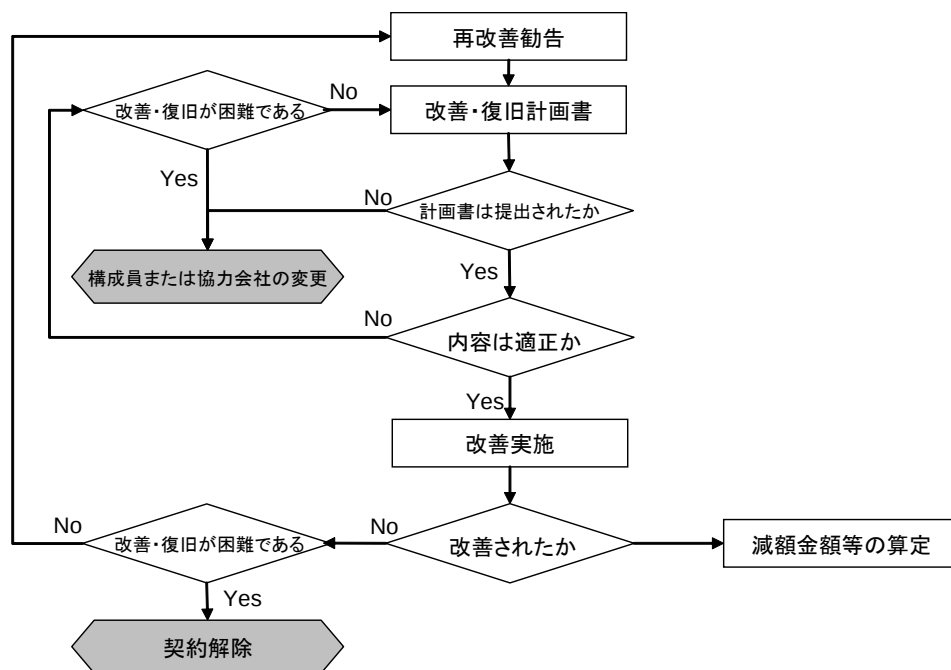
【地上施設の維持管理等に関する業績等の監視及び改善要求措置等の手続きフロー】

(その1)



【地上施設の維持管理等に関する業績等の監視及び改善要求措置等の手続きフロー】

(その2)



## 5 本事業衛星の運用に関する業績等の監視及び改善要求措置等

### (1) 業績等の監視方法

国は、本事業衛星の運用業務について、業務の業績等が要求水準を達成しているかどうかを確認する。

#### ① 監視項目及び判断基準

監視項目及び判断基準は、原則として要求水準によるが、業務不履行により発生する状態が本事業衛星の運用において基本的な機能を損なう状態である「重大な事象」と、それ以外に各機能に支障を与えるような状態である「重大な事象以外の事象」の二つの事象に分類する。

##### ア 重大な事象

本事業衛星の運用業務に関する重大な事象については、以下に示すものである。なお、発生した事象が重大な事象であるか否かについては、予め定めた基準により国が判断する。

- ・運用業務において、事業者の責により気象センサデータ又は通報局資料が国へ伝送されない事象
- ・運用業務において、事業者の責により本事業衛星の基本的な機能が損なわれた状態となる事象

##### イ 重大な事象以外の事象

重大な事象以外の事象については、本事業衛星の運用業務が要求水準を達成していないことにより、各機能に支障を与えているか否かにより判断する。

#### ② 確認方法

書類による確認と実地における確認を行うものとする。

##### ア 書類による確認

確認する書類及び確認時期は以下のとおりとする。

また、国は、必要に応じて、事業者に対して本事業衛星の運用業務に係る追加の書類の提出を求めることができる。

|   | 提出書類      | 提出時期     |
|---|-----------|----------|
| ① | 年間衛星運用計画書 | 各事業年度開始前 |
| ② | 月間衛星運用計画書 | 対象月開始前   |

|   |             |                |
|---|-------------|----------------|
| ③ | 週間衛星運用計画書   | 対象週開始前         |
| ④ | 年間衛星運用実績報告書 | 対象年度終了後 1 ヶ月以内 |
| ⑤ | 月間衛星運用実績報告書 | 対象月終了後 7 日以内   |
| ⑥ | 週間衛星運用実績報告書 | 対象週終了後 1 日以内   |
| ⑦ | 混信状況報告書     | 定期             |

#### イ 現地における確認

国は、必要と認めるときは、本事業衛星の運用業務の実施状況を実地において確認する。

### (2) 改善要求措置等

#### ① 改善勧告等

##### ア 改善勧告

業績等の監視により業務不履行が確認された場合、国は、事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

#### イ 改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを国に報告する。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、国は、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は、改善・復旧計画書の変更、再提出を直に行うよう求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合は、②の再改善勧告等の手続きに移行する。

#### ウ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、定められた期限までに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、②の再改善勧告等の手続きに移行する。

#### ② 再改善勧告等

##### ア 再改善勧告

国は、前記①の改善勧告等の手続きによっても改善・復旧が確認できない場合は、事業者に対して期限を定めて再改善勧告を行う。

#### イ 改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、再改善勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。当該改善・復旧計画書においては、業務不履行未改善の原因を明記しなければならない。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、業務不履行の状態の改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、国は、業務不履行の状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は、改善・復旧計画書の変更、再提出を直ちに行うよう求めることができる。

また、事業者から直ちに改善・復旧計画書が提出されない場合、又は提出された改善・復旧計画書の内容がその変更を求めても改善・復旧することが明らかに不可能であると認められる場合には、事業者との協議によって、業務不履行となった業務を受託又は請け負っている構成員若しくは協力会社を、他の構成員若しくは協力会社に変更することを求めることができる。

#### ウ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、定められた期限までに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記アの再改善勧告の手続きに移行する。

#### ③ 減額措置

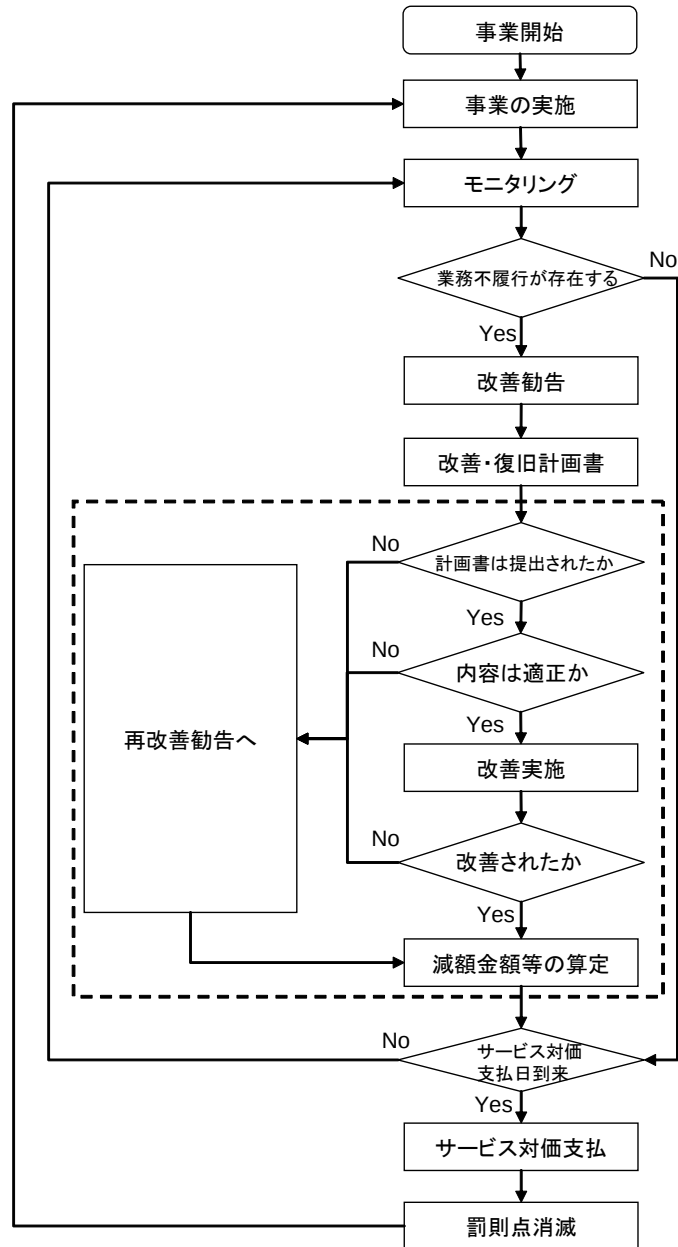
国は、事業者の業務不履行があった場合には、上記の改善勧告等の手続きと併行して、罰則点の付与及びサービス対価の減額の措置をとる。詳細については、8を参照のこと。

#### ④ 契約解除

国は、前記①から③の手続きを繰り返しても業務不履行の状態の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合には、本契約の解除を行うことができる。

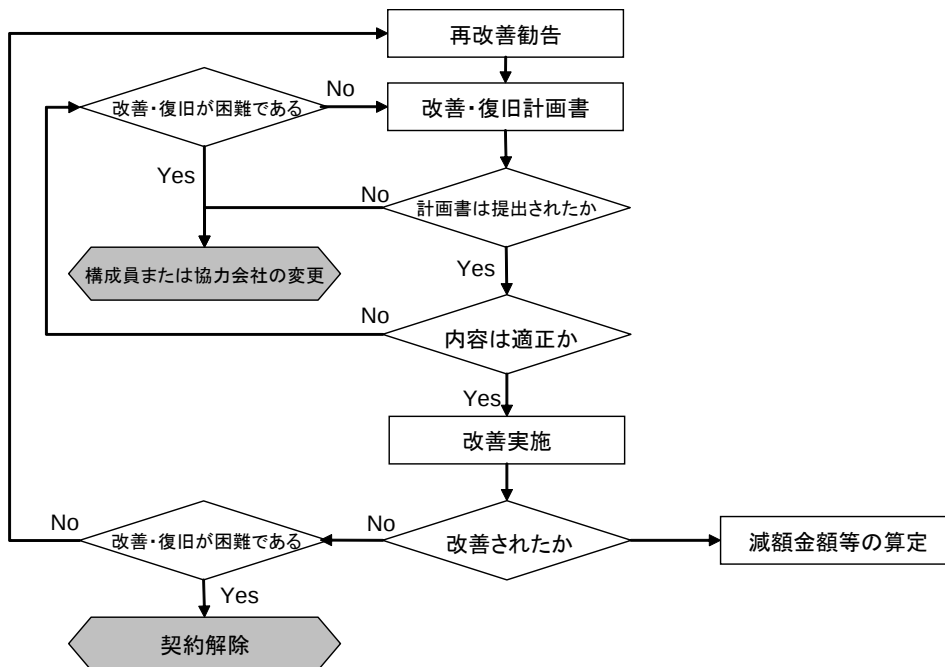
【本事業衛星の運用に関する業績等の監視及び改善要求措置等の手続きフロー】

(その1)



【本事業衛星の運用に関する業績等の監視及び改善要求措置等の手続きフロー】

(その2)



## 6 事業終了時における業績等の監視及び改善要求措置等

### (1) 業績等の監視方法

国が確保する事業実施用地に地上施設を整備する場合、国は、事業期間の終了時において、地上施設の性能が要求水準を達成しているかどうかを確認する。

#### ① 監視項目及び判断基準

監視項目及び判断基準は原則として要求水準により、事業者の責めに帰する事由により要求水準を達成していないかどうかを判断する。

#### ② 確認方法

国は事前に通知を行い、事業終了時の6ヶ月程度前に、書類による確認と実地における確認を行う。

ア 確認する書類は以下のとおり。

- ・完成図
- ・その他国が必要と認める資料

イ 実地における確認

上記アの書類の内容が事実であるかどうかを実地において確認する。

### (2) 改善要求措置等

#### ① 改善勧告等

ア 改善勧告

業績等の監視により要求水準を達成していないと判断した場合には、国は事業者に対して直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行う。

イ 改善・復旧計画の作成、確認

事業者は、改善勧告に基づき、改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し、国に提出する。

国は、事業者の提出した改善・復旧計画書について、改善・復旧ができる内容であるかどうかを確認する。なお、要求水準を達成していない状態が改善・復旧できる内容と認められない場合、又は内容が合理的でないと判断した場合は改善・復旧計画書の変更、再提出を求めることができる。

ウ 改善・復旧計画の実施及び改善状況の確認

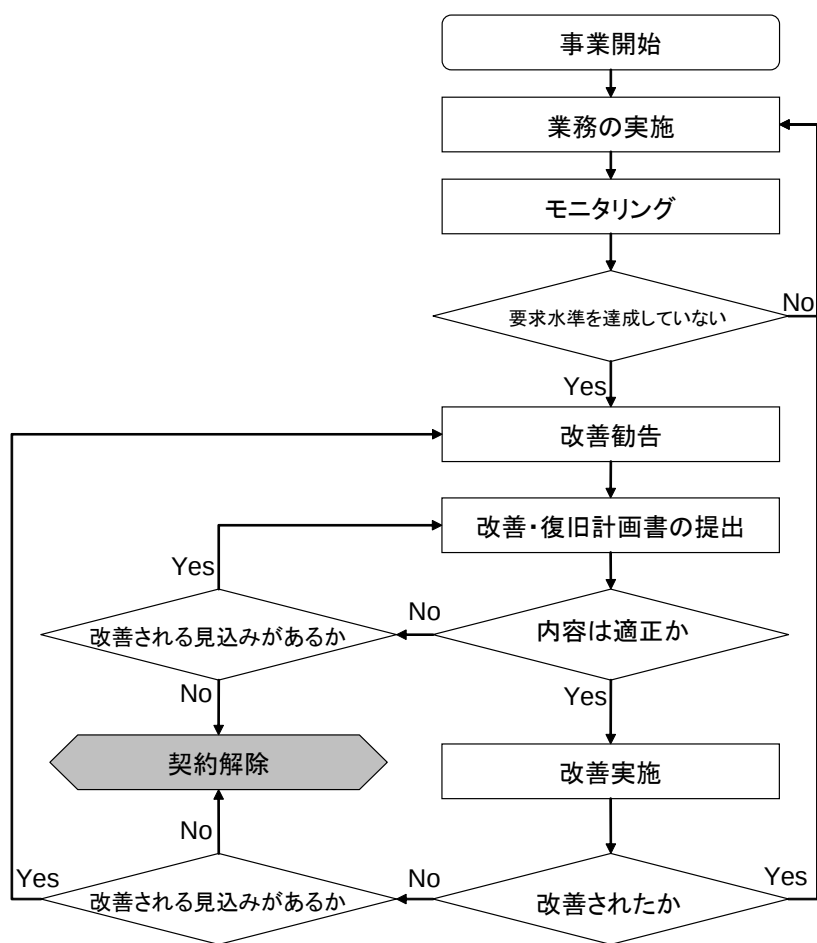
事業者は、改善・復旧計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、国に報告する。

国は、改善・復旧状況を確認する。また、改善・復旧計画書において定めた期限までに改善・復旧を確認できない場合は、再度前記アの改善勧告の手続きに戻る。

## ② 契約解除

事業終了時までに改善される見込みがない場合には、国は、事業者の債務不履行と判断して、事業期間終了前に本契約の解除を行うことができる。

【事業終了時における業績等の監視及び改善要求措置等の手続きフロー】



## 7 業務不履行発生後の対処方法

### (1) 基本的な考え方

事業者は、業務不履行の発生が確認され、直ちに改善・復旧するよう国から改善の通告を受けた場合には、直ちにかつ誠意をもって、改善・復旧計画書を国に提出し、その承認を得て、業務不履行の状態の改善・復旧行為の実施にあたる。

その際には、先に示した所定の手続きに従い、計画的に実施する。

ただし、発生した事象の内容により、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等の実施が合理的であると判断される場合には、事業者は自らの責任において応急処置等の適切な処置をとるものとし、これを国に報告する。

### (2) 改善・復旧計画書

事業者は、直ちに業務不履行の状態の改善・復旧を行うよう国から改善の通告を受けた場合には、直ちに改善・復旧計画書を作成し、国に提出し、その承諾を得る。

#### ① 記載内容

- ・業務不履行の内容
- ・業務不履行の場所
- ・業務不履行の原因
- ・改善・復旧の方法
- ・改善・復旧の期限
- ・改善・復旧の責任者

#### ② 再提出

国は、改善・復旧計画書の記載内容に不備がある場合、又は記載内容が妥当でないと判断した場合には、再提出を求めることがある。国は改善・復旧計画書の再提出を求める場合には、再提出が必要と判断した理由を事業者に提示する。再提出の場合は、国が提示した理由に対する対処方策を付記し、改めて改善・復旧計画を作成し、提出し、その承諾を得る。

#### ③ 再勧告の場合の改善・復旧計画書

- ・業務不履行の内容
- ・業務不履行の場所
- ・業務不履行未改善の原因
- ・改善・復旧の方法
- ・改善・復旧の期限
- ・改善・復旧の責任者

## 8 業務不履行に伴う罰則点の付与及び減額措置

### (1) 重大な事象の場合

#### ① 改善勧告の手続きを行った場合

業務不履行を確認した日の属する期の支払予定の維持管理費（以下「当期維持管理費」という。）若しくは運用費（以下「当期運用費」という。）の10%相当額を減額する。

#### ② 発生した事象が、以前に発生した「重大な事象」と同一の内容である場合

発生した事象が、以前に発生した「重大な事象」と同一の内容である場合（以下「重大な事象の再発」という。）には、前記①に加えて、その重大な事象の再発回数に応じて次の減額を行う。

・重大な事象の再発回数×（当期維持管理費若しくは当期運用費）の10%相当額

#### ③ 再改善勧告の手続きを行った場合

前記①及び②の減額に加えて、当期維持管理費若しくは当期運用費の10%相当額を減額する。

#### ④ 維持管理費若しくは運用費の支払留保

上記の減額に加えて、業務不履行の日から改善・復旧を確認する日までの間、当期維持管理費及び当期運用費相当額の支払を留保する。

### (2) 重大な事象以外の事象の場合

#### ① 減額金額の算定

減額算定は、維持管理費及び運用費に罰則点を付与し、当期内の罰則点の累積の合計に応じて、当期維持管理費若しくは当期運用費の減額割合を決定する。

業務不履行が翌期に継続した場合、翌期の累積罰則点にこれを含める。

罰則点と減額割合の関係は、以下のとおりとする。

| 累積の罰則点の合計     | 減額割合                  |
|---------------|-----------------------|
| 10 点未満        | 0%                    |
| 10 点以上 15 点未満 | 1 点あたり 0.4%（4～6%）減額   |
| 15 点以上 20 点未満 | 1 点あたり 0.8%（12～16%）減額 |
| 20 点以上 25 点未満 | 1 点あたり 1.2%（24～30%）減額 |
| 25 点以上        | 1 点あたり 2.0%（50%～）減額   |

- ② 業務不履行を確認し、改善勧告を行った場合  
罰則点（１点）を付与する。
- ③ 発生した事象が、以前に発生した「重大な事象以外の事象」と同一の内容である場合  
発生した事象が、以前に発生した「重大な事象以外の事象」と同一の内容である場合（以下、「重大な事象以外の事象の再発」という。）で、これが過去１年以内に認められる場合、前記②に加えて、更なる罰則点付与を行う。  
・重大な事象以外の事象の再発回数×１点
- ④ 再改善勧告の手続きを行った場合  
前記②及び③の罰則点に加えて、さらに罰則点（５点）を付与する。
- ⑤ 業務不履行に関して業務を一部実施していないと判断される場合  
国は、再改善勧告の手続きを行った後にも、改善・復旧がなされていないと判断される場合においては、前記②、③及び④の措置に加え、改善・復旧を確認する日までの間、当期維持管理費及び当期運用費相当額の支払を留保する。

### （３）減額値と支払額算定の関係

- ① 支払額算定の考え方
- ア 当期の減額の合計が当期維持管理費若しくは当期運用費を超えた場合  
維持管理等に係る当期の減額の合計値が当期維持管理費を超えた場合には、当期運用費から減額する。  
また、運用に係る当期の減額の合計値が当期運用費を超えた場合には、当期維持管理費から減額する。  
上記の減額をした後においても、なお減額すべき金額が存在する場合においては、その他費用からの減額及び整備費の支払いの留保を行う。年度末には留保している整備費を支払うものとするが、留保期間は翌期の支払期間に持ち越す。
- イ 減額以外の損害賠償等  
国は、減額の手続とは別に、業務不履行に伴う損害賠償を事業者に請求することができる。
- ウ 減額値等の有効期限  
罰則点等の減額値は、当期限りににおいて有効とし、翌期以降には持ち越さないものとするが、再発の履歴等については、構成員又は協力企業の変更にかかわらず、

重大な事象については事業期間全体、重大な事象以外の事象については過去1年間にわたって有効とする。

#### (4) 業務不履行に伴う罰則点の付与の留保

業務の不履行なく本事業が遂行された期間に応じて、(2)における罰則点の付与を留保する。

##### ① 罰則留保点の付与

業務の不履行なく本事業が遂行されている場合、その状態の継続期間に応じ、罰則留保点を付与する。

- ・業務の不履行なく本事業が遂行された期数×1点

##### ② 罰則点の付与の留保

(2)において業務不履行が確認され、罰則点が付与されることとなった場合、当該罰則点と前記①による罰則留保点を相殺することができる。

##### ③ 罰則留保点の有効期限

付与された罰則留保点は、前記②により罰則点と相殺された分を除き、事業期間全体にわたって有効とする。ただし、重大な事象が発生した場合は、付与された罰則留保点は全て無効となるものとする。

## 9 N I C Tによる業績等の監視及び改善要求措置等

### (1) 業績等の監視方法

N I C Tは、宇宙環境センサデータに係る業務について、業務の業績等が要求水準を達成しているかどうかを確認する。

#### ① 監視項目及び判断基準

監視項目及び判断基準は、原則として要求水準による。

#### ② 確認方法

書類による確認と実地における確認を行うものとする。

#### ア 書類による確認

確認する書類及び確認時期は以下のとおりとする。

また、N I C Tは、必要に応じて、事業者に対して宇宙環境センサデータに係る業務に係る追加の書類の提出を求めることができる。

|   | 提出書類        | 提出時期         |
|---|-------------|--------------|
| ① | 維持管理等業務計画書  | 運用開始前        |
| ② | 年間保守計画書     | 各事業年度開始前     |
| ③ | 月間保守計画書     | 対象月開始前       |
| ④ | 週間保守計画書     | 対象週開始前       |
| ⑤ | 年間保守結果報告書   | 対象年度終了後1ヶ月以内 |
| ⑥ | 月間保守結果報告書   | 対象月終了後7日以内   |
| ⑦ | 週間保守結果報告書   | 対象週終了後1日以内   |
| ⑧ | 年間衛星運用計画書   | 各事業年度開始前     |
| ⑨ | 月間衛星運用計画書   | 対象月開始前       |
| ⑩ | 週間衛星運用計画書   | 対象週開始前       |
| ⑪ | 年間衛星運用実績報告書 | 対象年度終了後1ヶ月以内 |
| ⑫ | 月間衛星運用実績報告書 | 対象月終了後7日以内   |
| ⑬ | 週間衛星運用実績報告書 | 対象週終了後1日以内   |

#### イ 現地における確認

N I C Tは、必要と認めるときは、宇宙環境センサデータに係る運用業務の実施状況を実地において確認する。

## (2) 改善要求措置等

### ① 改善勧告

業績等の監視により、宇宙環境センサデータに係る業務について業務不履行が確認された場合、NICTは、事業者に直ちにその改善・復旧を行うよう改善勧告を行うとともに、履行の追完を請求することができる。

### ② 減額措置

NICTは、事業者の業務不履行に伴う履行の追完がなされない場合には、不履行の程度に応じてサービス対価の減額の措置をとる。

### ③ 契約解除

NICTは、業務不履行の状態の改善・復旧が明らかに困難と判断した場合には、本契約の宇宙環境センサデータに係る業務部分について解除を行うことができる。